

相 町税の徴収猶予、料金の納付相談、減免制度など

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な場合はご相談ください。

○町税（町民税・法人町民税・固定資産税など）の徴収猶予 **問合先／税務課徴収係（979-8107）**

納期限前に町へ申請をすることにより、納期限前の町税の徴収猶予を最大1年間受けることができます。

【対象者】次の①・②を満たす納税者（個人・法人）

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している。

②納期限までに納付、または納入を行うことが困難である。

【申込み】徴収猶予申請書（特例猶予）に必要な事項を記入し、収入（売上帳、現金出納帳、給与明細書）や現預金の状況が分かる資料（写し）などと一緒に税務課窓口へ提出または郵送で送付してください。徴収猶予申請書は窓口または町ホームページで入手できます。

○水道料金などの納付相談 **問合先／上下水道課（979-8120）**

一時的に水道料金などの支払いが困難となっている人は、支払い期限の猶予や分割納付など相談ください。

○国民健康保険税・介護保険料の減免制度 **問合先／国民健康保険税：税務課町民税係（979-8109） 介護保険料：福祉課（979-8126）**

【対象者】世帯主など世帯の主たる生計維持者がコロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病をおった世帯や主たる生計維持者の事業収入などが前年より30%以上減少している世帯（詳細はお問い合わせください）

【対象期間】令和元年度分および令和2年度分の保険税または保険料で、令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されている保険税または保険料

※減免割合、必要書類、申込方法など詳細は町ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

○後期高齢者医療保険料の減免制度 **問合先／住民課（979-8111）**

【対象者】コロナウイルス感染症により重篤な傷病をおった人や事業収入が30%以上減少している人など（詳細はお問い合わせください）

【対象期間】令和元年度分および令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日～令和3年3月31日に納期限が設定されている保険料

※減免割合、必要書類、申込方法など詳細は町ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

○国民年金保険料の減免制度 **問合先／住民課（979-8111）**

収入などに相当の減少があった場合は臨時特別措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料や学生納付特例の手続きが可能となります。手続きの方法や申請書などは、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）でご確認ください。

申 特別定額給付金・傷病手当金の申し込み

○特別定額給付金 **問合先／企画財政課 特別定額給付金係（978-3123）**

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている人1人につき10万円が給付されます。町では5月19日に対象者の属する世帯の世帯主に申請書を送付しています。申込期限は**8月19日（水）**です。忘れずに申請をお願いします。

○傷病手当金 **問合先／住民課（979-8111）**

函南町国民健康保険および後期高齢者医療保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（給与などの支払いを受けている者で一定の要件を満たした場合に限る）について、傷病手当金を支給します。※傷病手当金の支給を受けるためには、申請が必要です。必ず事前にお問い合わせください。



4 感染症対策のためのごみの捨て方

問合先／環境衛生課（979-8112）

ごみの処理は町民の皆さんの生活を維持するために必要不可欠なものです。

皆さんの心がけ一つで、ご家族だけでなく、皆さんが出したごみを扱う収集作業員や関係者の感染リスクを減らすことに繋がります。ごみの収集を安全に継続して行えるように、ご協力をお願いします。

○家庭ごみを出すときは次の点を心掛けましょう

- ごみ袋はしっかり縛って封をしましょう。
- ごみ袋の空気を抜いて出しましょう。
- 生ごみは水切りをしましょう。
- 普段からごみの減量を心がけましょう。
- クリーン函南の分別ルールに従って出しましょう。

○マスクなどは密閉して出してください

新型コロナウイルス感染症予防対策のため、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際には、次のとおり対応をお願いします。

①ごみ箱にごみ袋をかぶせ、いっぱいにならないようにしましょう

ごみは、いっぱいになる前に早めに出しましょう。



②ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出しましょう

ごみは、空気を抜いてからしっかり縛って出しましょう。ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にしてください。



③ごみを捨てた後は、しっかり手を洗いましょう

石けんを使って流水で手をよく洗いましょう。



5 安全に運動・スポーツをしましょう

問合先／生涯学習課（979-1733）

新型コロナウイルス感染症の影響で、屋内で過ごすことが増え、運動不足になりがちです。運動不足（身体的不活動）は生活習慣病の発症や体力の低下など健康に害を及ぼします。安全な環境を確保して適度に運動・スポーツを行いましょう。

○安全に運動・スポーツをするポイント

①体調をチェック

運動やスポーツを始める前に、体調を確認しましょう。下記に一つでも当てはまる場合には、運動やスポーツは行わないでください。

- 平熱を超える発熱 咳・のどの痛みなどの風邪の症状 だるさ、息苦しさ
- 嗅覚や味覚の異常 体が重く感じる、疲れやすい

②感染防止の3つの基本を守りましょう

- 十分な距離の確保 マスクの着用 手洗い・手指消毒

③運動・スポーツの種類ごとの留意点

「密閉・密集・密接」の3つの密のうち、1つでも該当しないように注意しましょう。

□ウォーキング・ジョギング

- 1人または少人数で実施 すいた時間、場所を選ぶ
- 他の人との距離を確保 すれ違う時は距離をとる

□筋トレ・ヨガ

- 自宅で動画やリーフレットなどを活用 こまめに換気

④その他

- 高齢者・基礎疾患のある人などについては、運動やスポーツを行う前に、かかりつけ医に相談しましょう。
- 周囲の人への思いやり（エチケット）
- 生活リズムをチェックするために、運動・スポーツをしたら記録しておきましょう。途中で店舗などに立ち寄った場合は、そのことも記録しましょう。

